

令和8・9・10年度

島根県立中央病院 医療廃棄物等処理業務委託仕様書

当院から排出する医療廃棄物の収集・運搬及び処分を委託するものであり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。) 及び「島根県立中央病院感染性廃棄物（特別管理廃棄物）取扱管理要領」に基づき、施設の円滑な運営に支障をきたすことなく適正かつ誠実に処理するものとする。

1 委託の期間

委託の履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年とする。

2 処理を委託する医療廃棄物（産業廃棄物）

(1) 感染性廃棄物

① プラスチック専用容器

- ・注射針、縫合針、その他の針、針廃棄用プラスチック容器
- ・シリンジ
- ・メス、剃刀及びガラス製品等
- ・廃棄医薬品、劇薬・毒薬及びその空容器
- ・病原微生物に関連した試験・検査等に使用した試験管、シャーレ等の試験器具、培地等
- ・手術等により排出される臓器、組織等の病理廃棄物
- ・血液等、血液製剤

② 段ボール箱+ポリ袋（感染性廃棄物用）

- ・血液等が付着した実験・手術用手袋、脱脂綿、包帯、ガーゼ等
- ・電極等の金属類、硬質プラスチック
- ・医療に伴い使用した診療材料、ディスポーザブル製品（脱脂綿、ガーゼ、包帯、紙おむつ、ガウン、プラスチック手袋等）
- ・手術及び検査で使用したディスポガウン、シーツ等
- ・血液等が付着したチューブ、フィルター等の透析器具及びビニール管、パック類（輸血パック含む）

(2) 非感染性廃棄物（レントゲン廃液等は除く。）

① 産業廃棄物（一般）

- ・医療行為に伴い使用する空き缶、金属類
- ・医療行為以外で排出される空き缶、金属類
- ・医療行為に伴い使用する器具・容器で血液等の付着していないパック類、チューブ類、ガラス類、プラスチック類等
- ・医療行為以外で排出されるビン類、ガラス類、プラスチック類等
- ・個人情報を含む可燃物

② 産業廃棄物（粗大ゴミ、小型廃家電等）

- ・大型医療機器、ベッド、大型事務機器、フィルター等
- ・別表1に該当する品目（以下、「小型廃家電等」という。）

(3) 病理検査廃液等

- ・キシレン・クリアプラス廃液
- ・ホルマリン

3 処理量（令和8・9・10年度 各年度の処理量は、下表のとおり共通と想定する。）

・ 令和6・7年度処理実績に基づく令和8・9・10年度各年度処理の排出見込量は以下のとおり。

(1) 感染性廃棄物 (年間：処理数量) * 令和8・9・10年度 各年度共通

容 器 種 類	処 理 量 (見込み)	摘 要
プラスチック専用容器 (20ℓ)	80,000ℓ	4,000個×20ℓ
〃 (50ℓ)	450,000ℓ	9,000個×50ℓ
ビニール袋(700mm×850mm×0.6mm)	2,655,000ℓ	59,000袋×45ℓ (段ボール箱容量で換算)
合 計	3,185,000ℓ	

(2) 非感染性廃棄物 (年間：処理数量) * 令和8・9・10年度 各年度共通

種 類	処 理 量 (見込み)	摘 要
産業廃棄物（一般）	371m ³	371,000ℓ
〃（粗大ゴミ）	84m ³	84,000ℓ
〃（小型廃家電等）	2.7m ³	2,700ℓ

(3) 病理検査廃液等 (年間：処理数量) *令和8・9・10年度 各年度共通

種類	処理量(見込み)	品目	処理方法
キシレン・クリアプラス	900ℓ	引火性廃油	焼却
ホルマリン	600ℓ	廃酸	焼却

4 収集頻度

(1) 感染性廃棄物

感染性廃棄物保管庫から廃棄物があふれることがないように、原則として日曜日及び祝日を除き毎日収集するものとする。ただし、日曜日及び祝日等についても、収集しない日が2日以上連続しないように収集を行うこと。年末年始等の長期の連休中については、別途協議のうえで決定する。

(2) 非感染性廃棄物

① 産業廃棄物（一般）

コンテナ(受託者が準備)を病院内（トラックヤード西側）に設置し、コンテナからゴミがあふれることのないように、原則として週に2回程度コンテナを交換するものとする。

② 産業廃棄物（粗大ゴミ、小型廃家電等）

病院担当者から収集依頼を受けたとき、速やかに収集するものとする。

(3) 病理検査廃液等

病院担当者から収集依頼を受けたとき、速やかに収集するものとする。(年10回程度)

5 廃棄物の収集

医療廃棄物等の引き渡し場所は、敷地内の指定する場所とする。(別図1参照)

(1) 感染性廃棄物

エネルギー棟2階の感染性廃棄物集積所。

(2) 産業廃棄物（一般）

エネルギー棟2階のゴミ集積所、及びトラックヤードに設置した受託者負担コンテナ。

なお、当該コンテナは、個人情報の漏洩を防止するための覆い（屋根）を有し、外から中の廃棄物が見えない構造とする。また、廃棄物の投入を容易に行うことができる投入口（蓋付き）を4カ所以上有する、またはそれと同程度以上に廃棄物の投入を容易に行うことのできる頑丈な構造とする。投入口の蓋は、風により容易に開かない構造とする。

(3) 産業廃棄物（粗大ゴミ、小型廃家電等）

エネルギー棟2階のゴミ集積所、及び病院担当職員が指示した場所。

(4) 病理検査廃液等

エネルギー棟2階の感染性廃棄物集積所にドラム缶、一斗缶等金属性の容器又はボリ容器等プラスチック製の容器に密閉した荷姿で集積。

(5) 医療廃棄物等引き渡し時における委託者の立会確認

ア 医療廃棄物等の収集・運搬および処理に係る管理は、電子マニフェストで運用する。

イ 受託者は、委託者から引き渡しを受ける医療廃棄物等について、専用車両に積み込む前に委託者の立会を受け、容器等の種類、数量及び荷姿の確認を受けなければならない。

ウ アにおける毎日の医療廃棄物等の受託者への引き渡しは、「受渡確認票(伝票)」等により委託者と受託者双方が書面で確認のうえ、委託者は電子マニフェストにより医療廃棄物等の排出する廃棄物の種類、数量及び荷姿を入力する。

6 廃棄物の処理

- (1) 感染性廃棄物の運搬には、他の廃棄物との混載を避けるため、専用運搬車を使用すること。
- (2) 収集した感染性廃棄物は、最終処分する前に専用容器に密封したまま、法で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」に基づいて十分に感染性を失わせること。
- (3) 前記の処分後に排出する残渣物は、埋立処分とすること。
- (4) 産業廃棄物は、法に定める「産業廃棄物処理基準」に基づいて適正に処理すること。
- (5) 受託者は、収集した廃棄物を適正に処理したことが確認できる電子マニフェスト、又は紙マニフェストについて、その都度速やかに処理確認の入力、又は提出すること。
- (6) 受託者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の漏洩の恐れがない方法で廃棄物を処理すること。なお、具体的な処理方法については、事前に病院担当者の許可を得ること。

7 委託契約書に係る産業廃棄物管理票の取扱い

契約締結後、委託期間の履行開始月（令和8年4月）及び履行最終月（令和11年3月）について、委託契約書に係る産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の取扱いは次のとおりとする。

(1) 契約期間のマニフェストについて

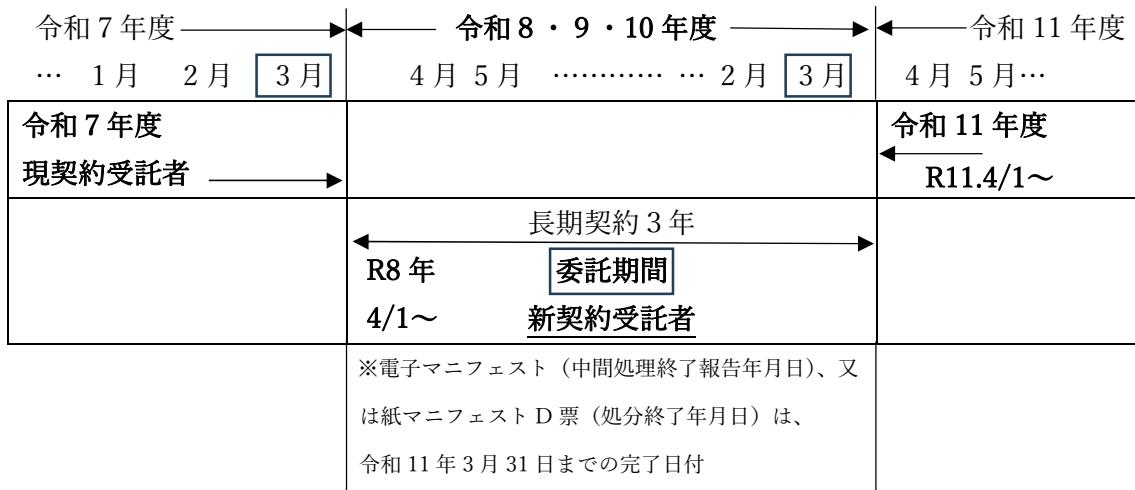
電子マニフェストによる運用とする。ただし、履行期間中、委託者又は受託者に支障が生じた場合は、紙マニフェストに代える運用等、臨機に対応する。

(2) マニフェストの取扱いについて

- ①履行開始月… 令和8年4月1日から収集運搬を開始する。
- ②履行最終月… 電子マニフェストは、中間処理終了報告（紙マニフェストの場合は、中間処理終了確認のD票）について、委託期間最終日（令和11年3月末日）の「処分終了年月日」日付けをもって委託期間の業務完了確認とする。

電子マニフェストによる中間処理終了報告は、令和11年4月1日以降の「中間処理終了報告年月日」（紙マニフェストはD票「処分終了年月日」の記載）で報告された場合、委託契約対象範囲外となるので注意する。

○概念図



8 費用負担区分

この業務に必要な専用容器、機材、伝票類及び運搬車両、集積用容器（コンテナ）は、受託者の負担とする。

(1) 専用容器等 (年間：処理数量) * 令和8・9・10年度 各年度共通

種類	数量	摘要
プラスチック容器 (20ℓ)	4,000個	黄色バイオハザードマーク付(4面)
〃 (50ℓ)	9,000個	黄色・赤色バイオハザードマーク付(4面)
バイオハザードマークシール	8,500枚	赤色
ビニール袋 (透明)	59,000枚	700mm×850mm×0.6mm
段ボール箱 (45ℓ)	59,000個	燈色バイオハザードマーク付(5面)

(2) 車両の制限

- ① 感染性廃棄物の運搬車両は、荷台に丈夫な覆いを設けるなどの十分な対策を講じたものであること。
- ② 産業廃棄物（一般）の運搬車両は、コンテナごと入れ替えでき、コンテナを安全に積載運搬できる車両とする。

9 専用容器等の補充

清掃業者と連絡を密にとり、院内で専用容器等が不足しないよう予備を含めて常に補充すること。

10 専用容器等の性能

(1) プラスチック容器

- ① 容量が 20 ℥ と 50 ℥ の 2 種類の容器とする。
- ② 既設の専用スタンド（サンコー製：メディカルペール専用スタンド：K#20 用・K #50 用）に取り付けて使用するので、この既設スタンドに取付可能な下記の製品、または当院が下記製品と同等以上と認めた製品とする。

【容器】

20 ℥ 容器〔サンコー製：K#20、外寸(mm)：327×315×296、色：白〕

50 ℥ 容器〔サンコー製：K#50、外寸(mm)：435×309×551、色：白〕

- ③ 容器は最低内厚 2 mm 以上であり、密封用蓋付で一旦蓋をしたら開けることができない構造であること。
- ④ 密封用蓋のパッキンは、粘着性のものでないこと。
- ⑤ 安全性があり、転倒しにくい構造であること。
- ⑥ 材質はプラスチック製で、注射針等の貫通、および液漏れがなく、かつ容器ごと焼却等の処分ができるものであること。
- ⑦ 衝撃により損傷し、または廃棄物が飛散・流出しないものであること。
- ⑧ 20 ℥ 容器の 4 面にバイオハザードマーク（黄色）を印刷、または貼付すること。
- ⑨ 50 ℥ 容器の 4 面にバイオハザードマーク（黄色・赤色）を印刷、または貼付すること。

(2) バイオハザードマークシール

- ① 白地に赤色のバイオハザードマークのシールとする。

(3) ビニール袋

- ① 下記段ボール箱の内袋として使用するのに必要にして十分な大きさとし、寸法は 700 mm×850 mm×0.6 mm 程度、色は透明とする。

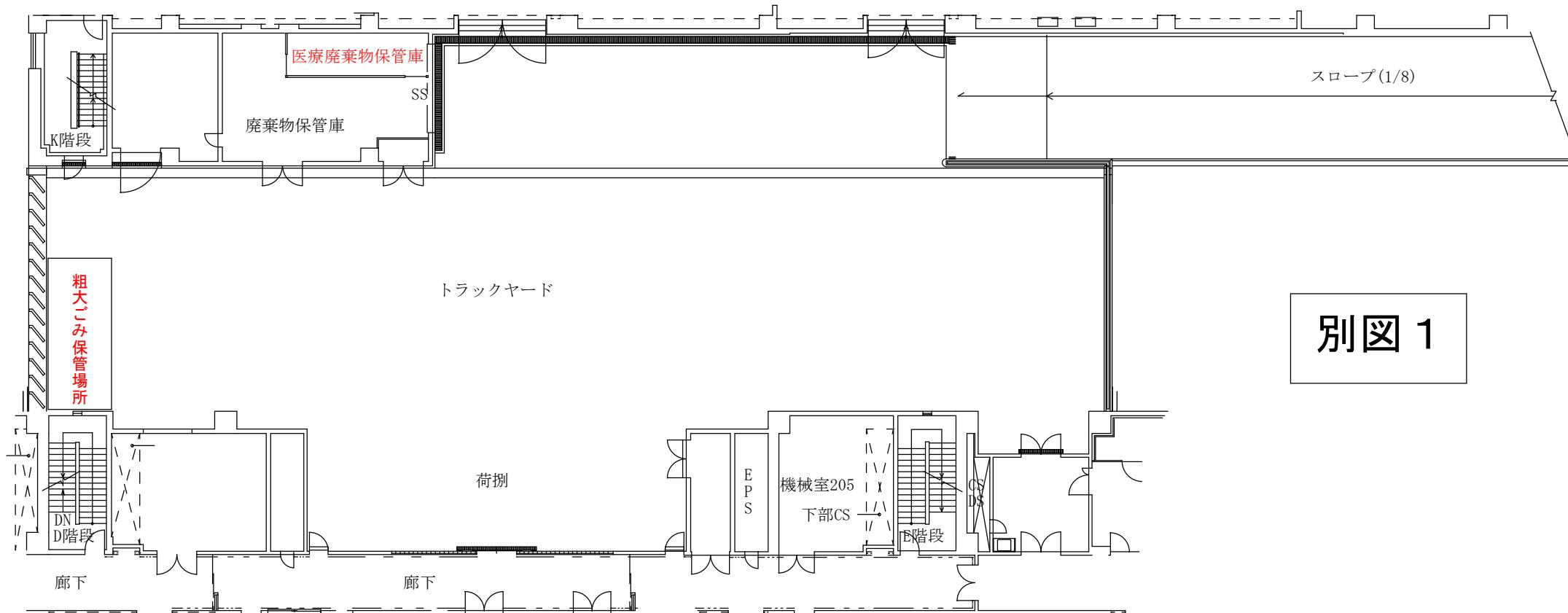
② 材質は、ポリエチレン樹脂製で、血液等の液漏れが生じないものであること。

(4) 段ボール箱

- ① ビニール袋の外箱として使用する。
- ② 寸法は、500 mm×325 mm×285 mmとする。
- ③ 既設の専用スタンド（岩田紙器（株）製：メディクリーナホルダー）に取り付けて使用するので、このスタンドに取付可能なものとすること。
- ④ 容量は45 ℥で、バイオハザードマーク（橙色）を底以外の5面に印刷、または貼付すること。（別図2参照）

11 その他

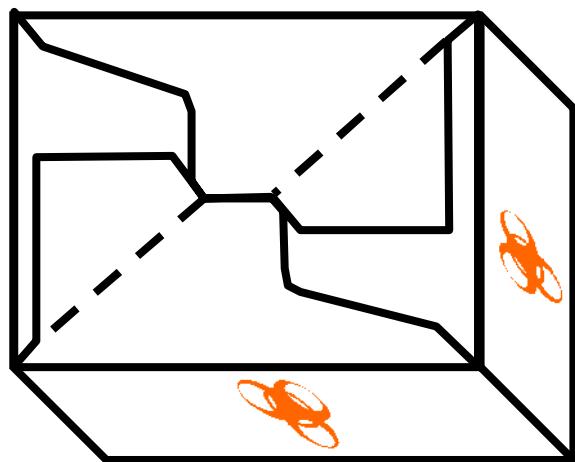
- (1) 専用容器への社名表示は、病院担当職員と協議のうえ、必要最小限の表示にすること。
- (2) 処理作業に際し、当院の施設に損害を与えた場合、受託者はその賠償の責任を負うこと。
- (3) その他詳細、及び不明な事項については、病院担当職員と協議のうえ、その決定によること。
- (4) 家電リサイクル法に該当する廃棄物は委託の対象とはしない。
- (5) 受託者は業務の遂行にあたって、病院の運営に支障をきたすことのないように留意すること。



別図 2



底面以外の5面に
ハザードマークを
印刷（貼付）



【別表1】

小型廃家電	1 電動ミシン	15 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
	2 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	16 蛍光灯器具その他の電気照明器具
	3 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	17 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
	4 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	18 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
	5 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	19 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
	6 フィルムカメラ	20 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用電気機械器具
	7 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	21 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
	8 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）	22 印刷用電気機械器具
	9 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）	23 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
	10 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）	24 電子書籍端末
	11 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	25 電子時計及び電気時計
	12 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	26 電子楽器及び電気楽器
	13 電気マッサージ器	27 ゲームその他の電気玩具及び電動式玩具
	14 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	
業務用冷蔵庫	サーバー（ビール・ウォーター）クールボックス他	
トラックボディ等	サンドイッチパネル他	
温水器	保温材付着品他	
その他	ショーケース他	

※家電リサイクル法対象品目及びパソコン類は除く。